法第13条及び省令第7条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用　　円（税込）
（受注者の見積金額）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり
（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　円（税込）
（受注者の見積金額）

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）